

浜詰区防災計画

令和6年11月

浜詰区自主防災会

1 はじめに（趣旨）

昭和2年に丹後半島を震源とするマグニチュード7.3と推定された大地震が発生し、京丹後市内で甚大な被害をもたらしました。この地震からまもなく100年を迎えることとなりますが、全国では、平成7年に阪神・淡路大震災、平成23年には東日本大震災、そしてこの令和6年1月に能登半島地震という大地震が発生していますが、最近では南海トラフによる地震が危惧されています。また、平成16年に発生した台風23号では集中豪雨・土砂災害により市内でも大きな被害をもたらしました。

丹後大震災発生当時の浜詰区は、世帯数137、人口753人であったが、その被害は死亡者25人、負傷者は重軽傷合わせて51人、倒壊家屋は全壊97棟、半壊10棟、焼失家屋は30棟と大変大きな被害となっています。

大地震が発生した時は、交通網の寸断、火災の同時多発などにより、消防・警察などの防災機関や行政などの速やかな対応が出来ない可能性があります。そのような場合、住民の自主防災の意識や自主防災会の活動が大きな役割を果たすと思います。

災害時には、まず、自分と家族を守る「自助」の行動が大切ですが、そのためには日頃から防災の意識と知識をしっかりと持っていることが必要となります。

そして、地域の住民がともに支え助け合う「共助」の考え方が重要であり、地域を守ることが、自分を守っていくことにつながっていくと思います。

区としては、「自助」と「共助」が実際の災害が発生したときに機能することを目指し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識の醸成と、具体的な役割を担う区民を主体とした自主防災会の構築を行うとともに、平時から災害に対する準備と災害時の行動規範を示す防災計画を策定します。

2 浜詰区の状況

(1) 地形等

浜詰区は丹後半島の付け根、網野町の最も西にあり、西は久美浜町、東は木津と網野に接しており、網野町の中心部から車で15分程を要し、交通面では決して便利が良い地域ではない。

また、海岸線は日本海に面し、8kmの砂浜が久美浜町湊宮まで続き、夕日ヶ浦の海岸として有名であり、夏は海水浴、冬はカニ料理により多くの観光客が訪れている。

(2) 世帯数、人口

令和4年4月の住基上の世帯数は492、人口1,094人となっているが、この数字は区民として登録の世帯（令和4年4月366世帯）・人口数より多く、実際の住人数は正確に把握できていない。この理由は、学生等が住基上の登録はあるが実際は他地区に住んでいる者、また借家等に住んでいる観光業関係の短期間

労働者等が区民になっていないことなどが考えられる。

加えて、浜詰区においても少子高齢化が進んでおり、地域の活性化の面でも人口減少は大きな課題となっている。

(3) 浜詰区の特性

浜詰区は京都府下でも有数の観光地であり、年間100万人を超える観光客が訪れており、旅館等の観光事業所も30件を超え、観光は浜詰区の主要な産業となっている。

一方、学校の再配置、金融機関・ガソリンスタンドの撤退等、公共的な施設が減少してきており、生活基盤の維持は大きな課題となっている。

3 災害想定

(1) 地震

マグニチュード7.3

津波については、行政が示しているハザードマップでは、当地域の海岸には最大3mとなっているため、避難をする際には海岸道路の使用はしないこととする。また、大きな河川はなく、浸水地域もないことから、風水害等の災害も想定しないこととし、仮に風水害等による災害が発生した場合は、地震災害を参考にして、対応等を行うこととする。

(2) 被災規模

丹後大震災当時より家屋の耐震化や道路等の整備が進んでいるが、世帯や人口の増があるため、避難者200人（うち負傷者100人）、家屋倒壊50棟、焼失家屋30棟を想定する。

ただし、観光シーズンになると観光客の避難者が多くあると考えられるが、観光客は宿泊者だけではないため、避難者数の想定は難しい。

(3) ライフラインの復旧予測

- ・道路 復旧に相当の日数を要すると見込む
- ・上水道 2～3ヶ月程度で復旧すると見込む
- ・下水道 2～3ヶ月程度で復旧すると見込む
- ・電力 1週間程度で復旧すると見込む
- ・電話 1週間程度で復旧すると見込む
- ・ガス 1週間程度で復旧すると見込む

4 浜詰区の防災体制

(1) 組織名称 浜詰区自主防災会

(2) 組織規約 資料1 浜詰区自主防災会規約

(3) 組織・活動体制 資料2 浜詰区自主防災会組織図

非常時や災害発生時は、自主防災会会長は役員を招集し、災害対策本部を設置する。

(4) 避難所（地震・津波・風水害）

浜詰区民センター
橘小学校

5 浜詰区の防災活動内容

(1) 平時の活動

ア 防災知識の普及・啓発

区として防災計画を策定するとともに、区民一人ひとりが防災に関して関心を持ち備えることが大切であり、学習会を行うとともに、区民だより等を通して区民の防災意識の向上と啓発活動を行う。

イ 地区内の安全点検

地区内の危険な場所や防災上課題がある場所がないか、また避難所や避難経路の点検を行う。

ウ 防災資材・器具及び備蓄品等の点検整備

防災資材・器具及び備蓄品等の点検を行い、不足するものは補給や整備を行う。また、保管場所については誰もがわかりやすい場所とする。

エ 防災訓練

年に1回は防災訓練（原則、8月の最終日曜日に行われる市の防災訓練に合わせる。）を実施する。また、合わせて情報伝達訓練を実施する。

訓練は区民の多くが参加するよう、隣組長を通じて区民の参加を要請する。

(2) 災害時の対応

ア 情報の収集・伝達

行政、消防署、警察等の関係機関から正しい情報を収集し、区民に伝達する。また、浜詰区は観光シーズンになると地区内に多くの観光客がいることが想定されるため、必要に応じ消防自動車等を使用し広報を行う。

イ 救出・救助活動

自分や家族が被災しないよう十分な注意を払ったうえで、出来るだけ複数の者が協力して負傷者等を救出・救助する。

ウ 医療・救護活動

負傷者が医師の手当が受けられるようになるまでの間、応急手当を行う。また、必要に応じ救護所へ搬送する。

エ 避難誘導

区民及び観光客等の避難所への誘導を行う。

オ 給食・給水活動、救援物資の配布

避難所において、必要な給食・給水活動を行うとともに、救援物資の配布を行う。

(3) 要配慮者（退避行動要支援者）等への支援

災害時に大きな被害を受けやすい要配慮者に対して、区民みんなで協力して支援を行う。また、日頃から要配慮者に対する隣近所の助け合いが重要であり、避難支援者を決めておくことが重要である。

6 災害時における宿泊施設・食料の提供について観光業者への依頼

浜詰区は観光地であることから多くの観光宿泊施設があり、災害時に被災した避難者及び要配慮者に対する宿泊施設として、また保有している食料品等の生活必需品を提供してもらえよう観光協会を通して観光業者と応援協定を締結しておく。

7 必要品の備蓄

(1) 防災資機材等

物品	数量等	保管場所
小型テント	5 張	区民センター倉庫
ブルーシート	1 0 枚	区民センター倉庫
発電機	3 台	区民センター倉庫
誘導灯	1 0 本	区民センター
発光懐中電灯	1 0 個	区民センター
拡声器	3 台	区民センター倉庫
担架	3 台	区民センター倉庫
電池	各 3 0 個 (単 1~4)	区民センター
救急箱	5 セット	区民センター
毛布	2 0 枚	農協跡倉庫
タオル	1 0 0 枚	農協跡倉庫
石けん	3 0 個	農協跡倉庫
簡易トイレ	3 個	農協跡倉庫
生理用品	3 0 個	農協跡倉庫
筆記用具		区民センター

(2) 食料品等関係

品名	数量	保管場所
白米	1 袋 (30 キロ／袋)	農協跡倉庫
味噌汁	2 0 0 食分	農協跡倉庫
保存食	2 0 0 食分	農協跡倉庫
レトルト食品	2 0 0 食分	農協跡倉庫
保存飲料水	3 0 0 本 (2 リットル)	農協跡倉庫
炊飯装置	2 個	農協跡倉庫
鍋	2 個	農協跡倉庫
コンロ	7 個	農協跡倉庫
ガスボンベ	2 個	農協跡倉庫
カセットコンロ	5 個	農協跡倉庫
カセットボンベ	2 0 個	農協跡倉庫
給水タンク	2 0 個	農協跡倉庫
簡易食器類	5 0 0 食分	農協跡倉庫
サランラップ	5 0 個	農協跡倉庫

8 関係機関等連絡先

機関・業務別	部署	電話番号	住所
京丹後市	市長公室網野市民局	6 9－0 7 1 0	網野町網野 385－1
	総務部総務課	6 9－0 1 4 0	峰山町杉谷 889
	建設部管理課	6 9－0 5 1 0	網野町網野 353－1
	建設部土木課	6 9－0 5 2 0	網野町網野 353－1
	上下水道部施設管理課	6 9－0 5 8 0	丹後町間人 1780
峰山消防署	本署	6 2－0 1 1 9	峰山町丹波 826－1
	網野分署	7 2－0 1 1 9	網野町網野 3030
京都府 丹後土木事務所	施設保全課	0772－22－3245	宮津市字吉原 2586－2
	峰山出張所	6 2－4 3 3 0	峰山町丹波 855
京丹後警察署	本署	6 2－0 1 1 0	峰山町長岡 469－1
	網野交番	7 2－0 1 1 0	網野町網野 236
	橘駐在所	7 4－0 1 1 0	網野町木津 262－2
医療機関	丹後ふるさと病院	7 2－5 0 5 5	網野町小浜 673
	丹後ふるさと病院 たちばな診療所	7 4－1 3 0 1	浜詰 263－1
	市立弥栄病院	6 5－2 0 0 3	弥栄町溝谷 3452－1
	市立久美浜病院	8 2－1 5 0 0	久美浜町 161
	丹後中央病院	6 2－0 7 9 1	峰山町杉谷 158－1
教育福祉機関	市立網野中学校	7 2－1 0 3 0	網野町網野 2696
	市立橘小学校	7 4－0 0 5 5	網野町木津 1357
	市立たちばな保育所	7 4－0 0 0 4	網野町木津 1357－3
	(福) 丹後福祉会	7 4－0 8 8 8	網野町木津 225－2

9 附則

- (1) この防災計画は、令和6年12月1日から施行する。
- (2) この防災計画は、必要に応じて改定することができる。

浜詰区自主防災会規約

(名称)

第1条 この会は、浜詰区自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は、浜詰区民センターに置く。

(目的)

第3条 本会は、住民の隣保協働の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震、風水害、火災その他の災害（以下「災害等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に事業を行う。

- (1) 防災活動の普及啓発に関すること
- (2) 災害等による被害を防ぐための活動
- (3) 災害等の発生時における情報収集、初期消火、避難誘導、救出救護、給食、給水等の活動
- (4) 前号に関する訓練
- (5) 防災資機材等の整備、備蓄
- (6) 他の組織との連携
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第5条 本会は、浜詰区民をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 班長 若干名
- (5) 監査役 2名

2 会長、副会長、会計及び監査役は、該当年の浜詰区の役員及び監査委員を充てる。

- 3 班長は、別紙班構成に定める各班の責任者とし、会長が指名する。
- 4 役員の任期は、区役員の任期に準ずる。

(役員の任務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し災害等の発生時における応急活動の指示を行う。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長がやむを得なく職務に付けない場合は、その職務を行う。
- 3 会計は、本会の会計をつかさどる。
- 4 班長は、班活動の指示を行う。
- 5 監査役は、本会の会計を監査する。

(会議)

第8条 本会に、総会及び役員会を置く。

(総会)

第9条 総会は、区総会に合わせて行う。ただし、役員会が特に必要と認めた場合は、臨時に開催することができる。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関すること。
 - (2) 防災計画の作成及び改正に関すること。
 - (3) 予算及び決算に関すること。
 - (4) 事業計画に関すること。
 - (5) その他、総会が特に必要と認めたこと。
- 4 総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

(役員会)

第10条 役員会は、会長、副会長、会計及び班長によって構成する。

- 2 役員会は、次の事項を審議し、実施する。
 - (1) 総会に提出すべきこと。
 - (2) 総会から委任されたこと。
 - (3) その他、役員会が特に必要と認めたこと。

(班)

第11条 防災訓練や災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、次の班を編制する。

- (1) 情報班

- (2) 消火班
- (3) 避難誘導班
- (4) 救出救護班
- (5) 給食給水班

(防災計画)

第12条 本会は、災害等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 災害等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災組織の普及に関すること。
- (3) 災害危険の把握に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 災害等の発生時における情報収集、伝達、初期消火、避難誘導、救出救護、災害弱者対策、給食、給水、避難所の管理運営及び他組織との連携に関すること。
- (6) その他の必要な事項

(経費)

第13条 本会の運営に関する経費は、区の補助金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第14条 会計年度は、浜詰区会計年度に準ずる。

(会計監査)

第15条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

(附則)

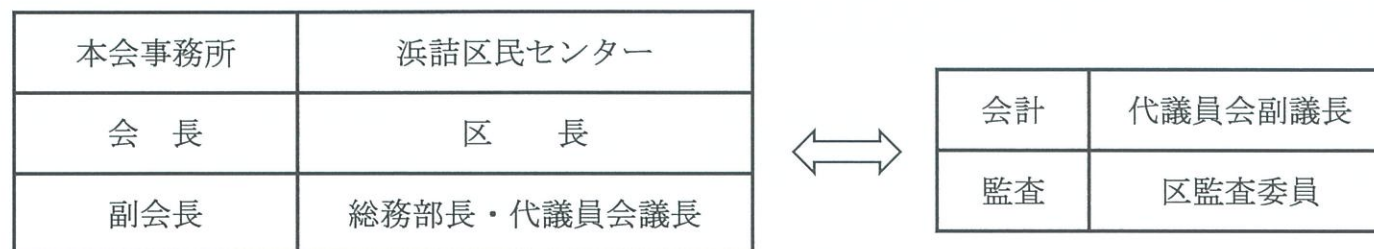
この規約は、令和5年10月1日から施行する。

別紙

班構成

班	平常時の役割	災害時の役割
情報班	・ 広報活動 ・ 情報収集伝達訓練の実施	・ 被害情報等の収集伝達 ・ 消火班と協力し、出火防止等の広報活動
消火班	・ 器具点検 ・ 初期消火訓練の実施	・ 初期消火活動 ・ 消防署、消防団等防火関係機関への協力
避難誘導班	・ 避難所等点検 ・ 要介護者の把握 ・ 避難訓練の実施	・ 避難誘導 ・ 要介護者の避難の手助け ・ 市、警察等防災関係機関への協力
救出救護班	・ 資機材の調達・整備 ・ 救出救護訓練の実施	・ 救出救護活動 ・ 負傷者の応急手当 ・ 消防署、消防団、医療機関等防災関係機関への協力
給食給水班	・ 器具点検 ・ 給食給水訓練の実施	・ 炊き出し等の給食活動 ・ 給水活動 ・ 応急物資等の配布

浜詰区自主防災会組織図



	情報班	消火班	避難誘導班	救出救護班	給食給水班
平常時の役割	- 防災計画の策定 - 防災訓練の総括 - 広報活動 - 情報収集伝達訓練の実施	- 器具点検 - 初期消火訓練の実施	- 避難所等点検 - 要介護者の把握 - 避難訓練の実施	- 資機材の調達、整備 - 救出救護訓練の実施	- 器具点検 - 給食給水訓練の実施
災害時の役割	- 被害情報等の収集伝達 - 消火班と協力し、出火防止等の広報活動	- 初期消火活動 - 消防署、消防団等防火関係機関への協力	- 避難誘導 - 要介護者の避難の手助け 市、警察等防災関係機関への協力	- 救出救護活動 - 負傷者の応急手当 - 消防署、消防団、医療機関等防災関係機関への協力	- 炊き出し等の給食活動 - 給水活動 - 応急物資等の配布
班 長	総務部長	文化部長	厚生部長	建設部長	産業部長
班 員	代議員	代議員 消防団員 消防団員OB	代議員 民生児童委員 隣組長	代議員 女性団体	代議員 観光協会 女性団体

災害時応援協定書

浜詰区（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、浜詰区内で発生した地震その他の大規模災害（以下「災害」という。）時において、区民等への支援を的確に行うため、以下のとおり災害時応援協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時に甲が被災区民等の支援を速やかに実施できることを乙が応援するため、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害発生時において、避難所及び生活必需品等を速やかに確保するため、乙に対し、応援を要請することができるものとする。

（応援手続き）

第3条 前条の要請を行う場合の手続きは、甲は電話等により、要請の理由を付けて乙に応援の連絡をするものとする。

2 乙は、災害の状況に鑑み、特に緊急を要し、甲が前項の要請を連絡することができないと判断した場合は、甲の連絡を待たずに応援を実施することができるものとする。この場合には、甲からの連絡があったものとみなす。

（応援の内容）

第4条 この協定に基づく応援の内容は次のとおりとし、乙が可能と判断した範囲内で行うものとする。

- (1) 避難及び収容のための施設の提供
- (2) 食料、飲料水及びその他の生活必需品の提供
- (3) 甲の設置した避難所の機能維持のため必要な資機材及び物資の提供
- (4) その他、甲から特に要請があったもの

（応援費用の負担）

第5条 応援に要した費用は、原則として甲が負担するものとし、その内容及び金額等については甲乙協議の上、決定するものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

令和7年1月6日

浜詰区ふるさとレスキュー（案）

浜詰区

京丹後市消防団網野第4分団第3部・第4部

1 趣旨

浜詰区は、人口減少及び少子高齢化が進んでおり、消防団員も減少している。また、病院から遠く、平成16年の台風23号、平成28年の台風18号の時に発生したような災害時には、冠水・土砂災害等により交通網が寸断され、近隣の医療機関へ向かうこともできず、緊急車両が到着することも困難な状況であった。

これらのことを鑑みて、浜詰区では、京都府と京都府消防協会が連携した事業の交付金を受けて、防災に関する資機材を配備し、安心安全な地域づくりを目指して、消防団や地域の関係者等により「浜詰区ふるさとレスキュー」の活動を始めるものとする。

「浜詰区ふるさとレスキュー」は、怪我や病気のと看、現場で疾病の方の保護（応急手当など）を行い、災害時には「浜詰区自主防災組織」等と連携して地域ぐるみで助け合うシステムである。

2 組織

(1) 名 称 浜詰区ふるさとレスキュー

(2) 代表等 代 表 吉岡喜代和（浜詰区 区長）

副代表 高田正志（浜詰区 総務部長）

副代表 伊藤康彦（京丹後市消防団網野第4分団 分団長）

(3) 組織図

